

説明資料 7 手続きに参加する場合の提出書類について

手続きに参加するためには、当会と授權契約を結ぶ必要があります。その場合に当会に必ず返送いただく書類は以下の提出書類1～5です。

※ 返送する際は、必ず書類を簡易書留やレターパック等、到達が確認できる方法で行ってください。 郵送料は負担していただきます。

提出書類と手続きの内容

提出書類1 「授權契約書」 (2部印刷、記入、押印し、2部とも送付してください)

■ 授權契約書についての説明は説明資料8 をお読みください

- ① 6ページの日付をご記入ください。日付はご記入いただいた日で結構です。
- ② 6ページの【甲】欄に、ご住所、お名前(直筆)をご記入ください。
連絡先などご記入いただき、押印をしてください。印は認印で結構です。
- ③ 7ページの《振込先口座》及び《第2連絡先》について、ご記入ください。
※《指定口座》で指定する金融機関は、銀行・信金・信組・郵貯・JA・労金のいずれでも構いません。
※《第2連絡先》は、可能な限りご記入ください。
- ④ 2部とも当会宛に送付してください。お送りいただいた授權契約書は、不備等がないことを確認したうえで、当会で押印し、貴殿の保管用として1部を返送いたします。

提出書類2 「授權証明書」 (2部印刷、記入、押印し、2部とも送付してください)

- 委任する事項等必要となる内容について記載していますので、書面の内容をご確認いただき、日付とご住所、お名前をご記入し、押印をしてください。印は認印で結構です。
- 1通は、簡易確定手続の係属しているさいたま地裁第6民事部に提出します。
- もう1通は、異議後の訴訟に移行した際に、その訴訟が係属する裁判所に提出します。その際は手続きに参加するご本人の意向を確認します。
- 裁判所の求めで一部表記を変更する場合もありうるため、2通にそれぞれ捨印(上記押印に利用したものと同一印鑑をお願いします。)を一つずつ押してください。

提出書類3 「ご自身が本件対象消費者であることを証する書面」

ご自身が本件の対象消費者であることを裁判所に証明するための書面です。同書面の書類貼付欄に、証拠書類として、以下の書類等の原本を貼付してください。

- ① 株ZERUTAに送金した「金額」「日付」が分かるもの(振込明細や通帳など)。
- ② 株ZERUTAとの間で取り交わした貸金等債権譲渡契約書等の契約書(平成30年6月5日以降に締結したものに限り)。

ただし、インターネット上で申込みをした場合等で契約書がない場合には、インターネット上の契約画面や確認メールの文面等をプリントアウトしたもの。

- ③ 株ZERUTAから振り込まれた「金額」「日付」が分かるもの(通帳など)。

※ 通帳など、原本の送付が困難な場合は、コピーを添付してください。

※ 振込の記録を紛失した場合は、ご自身の取引銀行に、「取引明細」の再発行を依頼し

てください。

※ 原本の返却までには時間がかかることも予想されるため、必要であれば送付前にご自身でコピーをして保管してください。

提出書類4「本人確認書類貼付用紙」

お手数ですが、ご本人を確認する書類として、下記の①～⑦のいずれかの書類の写しを貼り付けてご提出ください。

①運転免許証

②パスポート

③写真付きの住民基本台帳カード

④個人番号カード（マイナンバーカード）※

※顔写真のある面のみで結構です。番号面は不要です。

⑤身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

⑥在留カード又は特別永住者証明書

⑦健康保険証※

※健康保険証の写しをご提出いただく場合は、追加して下記イ～ホいずれかの書類の写しも補完資料として添付してください。

※マスキングテープを貼るなどして、被保険者等記号・番号等が読み取れない様にしてからコピーをとってください。

イ) 住民票記載事項証明書

ロ) 公共料金領収書

ハ) 官公庁発行の印刷物（納税通知書等）

ニ) 本人名義の預金通帳の表紙

ホ) その他上記以外で補完できる書類

提出書類5「説明を受けた、または説明不要の確認書」

この手続きへの参加に先立ち、

①同封書面をよく読み理解したので説明は不要であるか

②当会の職員または代理人より説明を受けたか

を確認する書面です。書面記載内容をチェックする方法でご記入いただき、日付と署名をお願いします。